



盛夏の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

誠に勝手ながら**8/4(木)~8/8(月)**は**夏季休業**のため、事務所をお休みいたします。

重要情報

1. 電子取引保存ルール！対応急務

電子で受け取った取引資料は電子保存が必須です。スマホだけで取引を完結している方は、検索要件、履歴要件を満たす保存形式にむしろ苦勞するかもしれません。資料保存作業用PCやストレージサービスを導入する等対応が急がれます。

2. ネットサービスの業務利用には要注意！

ネットサービスで発行される請求領収情報には、法定記載事項を満たさないケースが数多くあります。仕事依頼マッチングサイトが匿名取引であっても、源泉徴収義務や支払調書作成が免除されるわけではありません。

3. インボイス制度！元請けによる対応進む

小規模外注業者との取引が多い元請け事業者間では、①非登録事業者への外注停止、②不利益相当の下請け価格減額、③不利益相当の販売価格転嫁などの検討が進められています。下請けの多い免税事業者さまは、お早めに対策を。

赤羽の旅噺(バナ)番外編 旅行感想記



2021年北海道～共生精神～その7. 人類の叡智の学びなおしへ旧土人保護法下ではアイヌの同化政策が推進されました。貧しく原始的な劣等民族を、豊かで先進的な和人文化に引き揚げて救済するという保護です。それは森や川などの共有財の没収と文化の封殺です。文化を奪うため日本語使用を義務化し、まずは言葉を消しました。狩猟採集を禁止し産業への就労を要求し、生活様式を強制的に日本人と同じくさせるものでした。そうするとアイヌの生活様式と密接に関係する魂に刻まれた精神世界も破壊されることとなります。これを危惧した賢人たちは何とかアイヌの魂を絶やすまいとアイヌ語辞典を作ったり民具の収集保管を行ったりしましたが、(魂は一部の人々のなかで受け継がれているもの) 社会における精神世界の復元には至らず保護保管された展示物となっています。

☆事務所からの連絡☆

今年の夏季休業は**8/4(木)~8(月)**を予定しています。業務スケジュール調整(6,7月決算や月次)でご迷惑をお掛けいたしますが何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

8月のイベント

- ・個人事業税1期納付
- ・個人住民税2期納付
- ・12月決算法人の中間納付

税金マメ知識

評価通達6項訴訟、敗訴パターン研究

先日、過度なマンション節税を行った相続について、税務ルールに従った不動産評価ではなく当局の指定した評価に見直すことで追徴課税された訴訟につき、納税者が最高裁で敗訴し業界に衝撃を与えました。たとえ税務ルールで評価がなされたとしても、やり過ぎな節税対策がされているならダメ出しをすると言う伝家の宝刀が、評価通達6項です。どんなケースで宝刀が抜かれるのか、過去の判例から以下の留意点を整理しました。①購入時点ですでに高齢または衰弱、②相続直前での購入、③事業計画や投資目的が不明確、④不動産の買い替えではなく借入や現金での購入など財産構成の変更、⑤相続直後の売却、⑥租税回避の企図やそれが伺える提案書裏書議書の存在、⑦結果的な税負担の著しい減免、などが考えられます。単に評価の乖離だけで宝刀が抜かれるわけではないと言えます。なお、不動産購入時点で被相続人に意思能力がないような場合、評価の論点以前に「不当利得返還請求権等」と認定される可能性があります。

晩酌のじかん

早い梅雨明けで酷暑というほどではないものの、じめじめした気候が続きますね。こんな時期、帰ったら浴室へ直行です。水シャワーを浴びてサッパリ体の表面を冷やしますが、この時点では体内にこもった熱は抜けていません。部屋着に着替えたら、キンキンの苦いにが〜いインディアパールエール(IPA)を喉からぐぐいと流し込んで、涼を味わいます。うん、完璧です。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red